

第2章 防 災 組 織

第1節 八戸市防災会議

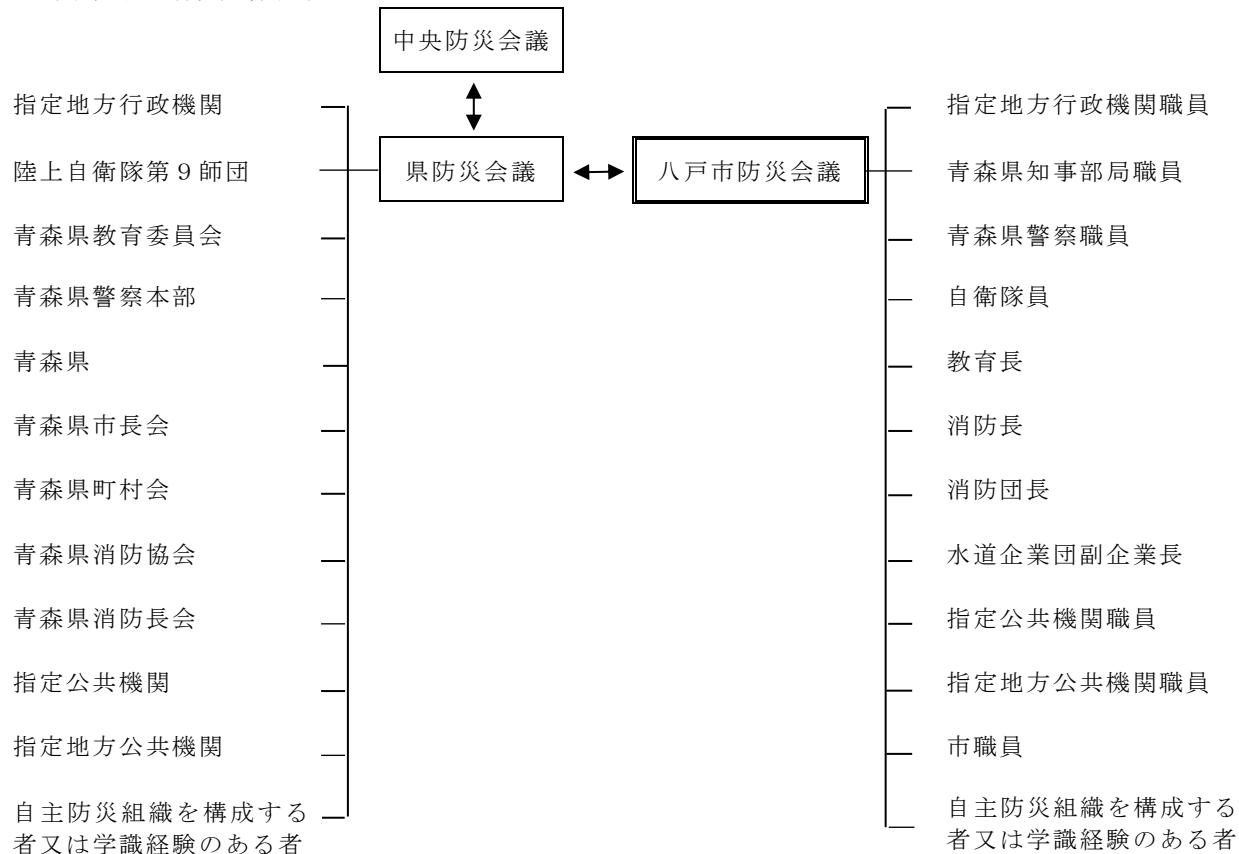
当市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、八戸市防災会議条例（昭和38年条例第27号）で定めるものとする。

1 組 織

八戸市防災会議条例第3条の規定により、防災会議は、会長である市長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 八戸地域広域市町村圏事務組合の消防長
- (8) 八戸圏域水道企業団の副企業長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他公共的団体の構成員のうちから市長が委嘱する者

〔市防災会議組織図〕



2 事務局

防災会議の事務局を危機管理課に置く。

3 所掌事務

八戸市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

〈資料〉

- 八戸市防災会議条例 (資料編 2-1)
- 八戸市防災会議委員名簿 (資料編 2-2)

第2節 配備態勢

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢	準備態勢	警戒配備	非常配備1	非常配備2
概要	災害情報等の収集・共有し、状況により警戒配備に円滑に移行できる態勢	災害情報を収集・共有し、状況に応じて避難所開設や応急対策を実施できる態勢	災害情報等を収集・共有し、避難所開設や応急対策を実施し、状況に応じて非常配備2に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<p>【地震・津波】 ・震度4の地震が観測された場合 【風水害】 ・次のいずれかの警報等が発表された場合 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 大雪警報 (6) 暴風雪警報 ・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】 ・津波注意報が発表され た場合 【風水害】 ・各河川の水位が避 難判断水位に到達し た場合又は到達が予 想される場合 ・大雨警報（土砂災 害）が発表された場 合 ・夜間から明け方に、 前記の事象が予想される 場合</p> <p>警戒レベル3「高齢者等避難」発令段階</p> <p>・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】 ・震度5弱・5強の地震が観 測された場合 ・津波警報が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注 意情報が発表された場合 【風水害】 ・各河川の水位が氾濫危険水 位に到達した場合又は到達 が予想される場合 ・土砂災害警戒情報が発表さ れた場合 ・記録的短時間大雨情報が發 表された場合 ・顕著な大雨に関する情報が 発表された場合 ・近隣の市町村で特別警報が 発表された場合や台風等が 通過すると予想される場合 で市内に甚大な被害が発生 するとことが予想される場 合</p> <p>警戒レベル4「避難指 示」発令段階</p> <p>・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】 ・震度6弱以上の地震が観 測された場合 ・大津波警報が発表さ れた場合 【風水害】 ・各河川の水位が氾濫 開始相当水位に到達し た場合 ・洪水の危険度分布で 氾濫発生情報（黒）や災 害切迫（黒）が出現した 場合 ・大雨特別警報が発表 された場合</p> <p>警戒レベル5「緊急 安全確保」発令段階</p> <p>・市内に大規模な被害 の発生、又は発生するお それがある場合で市長 が必要と認める場合</p>
組織	災害連絡本部	災害連絡本部	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	危機管理課長	危機管理部長	市長	市長
態勢責任者	危機管理課長	危機管理部長	本部長（市長）	本部長（市長）

第3節 八戸市災害対策本部

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施する。

なお、八戸市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常配備2」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置時及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	主な伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	統括班
本部員及び各班等	庁内放送、電話、ほっとスルメール	〃
県（危機管理局）	青森県総合防災情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
警察・消防	電話、口頭、ほっとスルメール	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	〃
市民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ、ほっとスルメール等	〃

イ 災害対策本部を廃止したときの通知及び公表については、設置の場合に準ずる。

○ 八戸市災害対策本部条例（資料編 2-3）

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長並びに本部長を補佐し、本部長に事故

があった場合にその職務を代理する副本部長及び本部員をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上の部長の職にある者等を本部員とし、本部員は、災害対策本部に設置された部及び班の事務を掌理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定する本部員会議及び本部の事務を処理する事務局を置く。

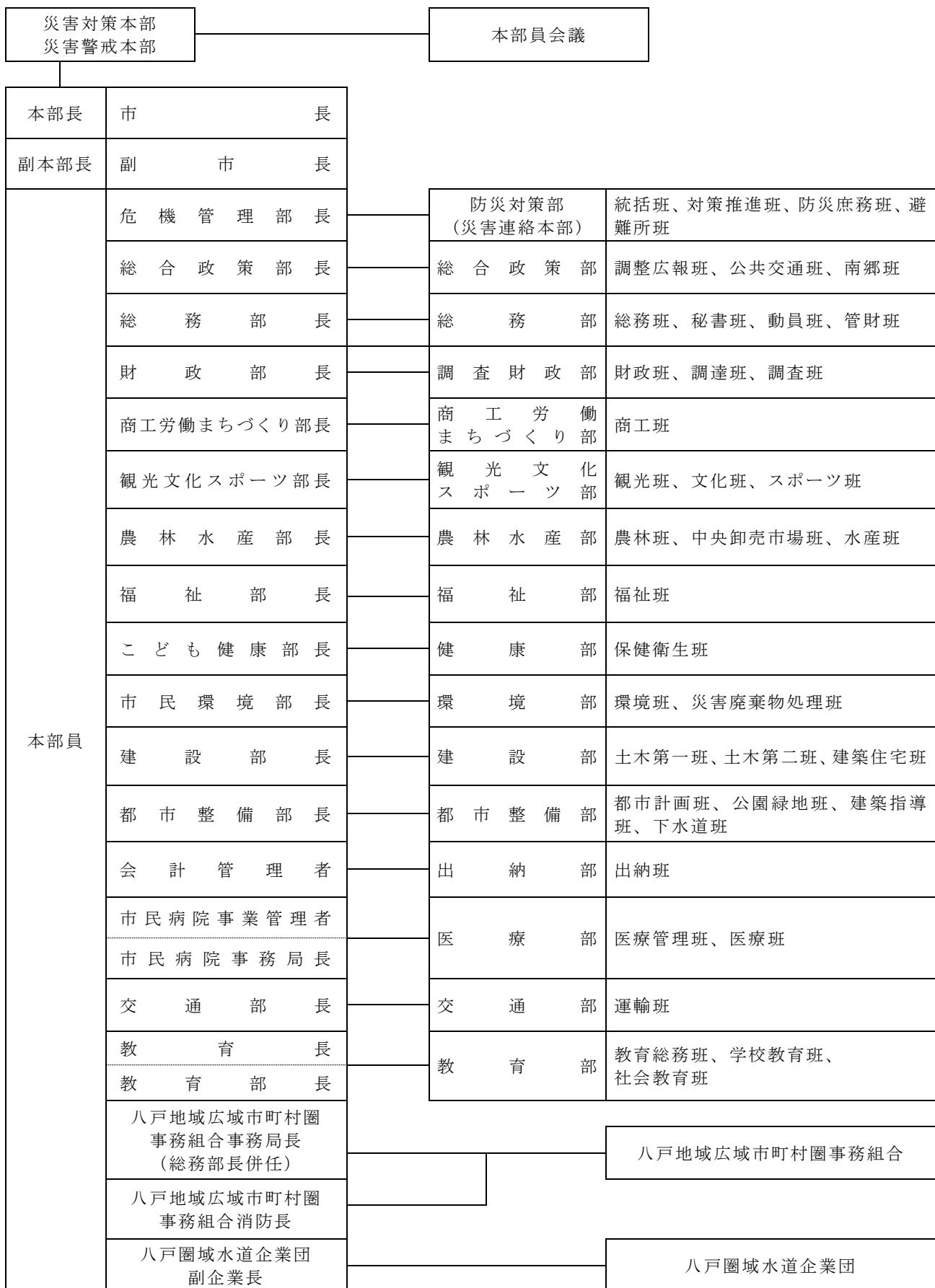
本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

なお、各部の次長並びに総務班及び秘書班の班員は、この会議に出席し、災害時情報の収集及び伝達に努める。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

カ 本部員及び各班長は、要員の行動マニュアル及び必要な資機材を整備するなどして、平時から災害対策本部の業務に備えるものとする。



○災害対策本部及び災害警戒本部は、本部員で対応する。

○災害連絡本部は、危機管理課及び災害対策課で対応する。

(2) 八戸市災害対策本部班別業務、八戸地域広域市町村圏事務組合災害対策本部班別業務及び八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担は、次のとおりとする。

ア 八戸市災害対策本部班別業務分担（風水害等対策編）

部名	部長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
防災対策部 （本部事務局）	危機管理部長 （次長）	統括班	危機管理課長 (危機管理GL)	1 災害対策本部の運営及び統括に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関するここと。 3 地震・津波情報等の総括に関するここと。 4 八戸市防災行政無線等による気象警報等の伝達に関するここと。 5 避難指示等の発令及び伝達に関するここと。 6 防災会議に関するここと。 7 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関するここと。 8 知事への防災ヘリコプター応援要請に関するここと。 9 自衛隊との連絡調整に関するここと。 10 災害救助法関係の総括に関するここと。 11 災害情報の総括に関するここと。 12 関係官庁諸団体との連絡調整に関するここと。 13 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関するここと（給水等を除く）。 14 知事への応援要請に関するここと（給水を除く）。 15 市民相談所に関するここと。 16 受援に関する状況把握・取りまとめに関するここと。 17 庁内調整に関するここと。 18 調整会議の開催に関するここと。 19 応援職員の支援に関するここと。	危機管理課職員 災害対策課職員 くらし交通安全課職員
		対策推進班	災害対策課長 (地域防災GL)		
		防災庶務班	くらし交通安全課長（防犯交通安全 GL）		
		避難所班	市民課長 (国保年金課長)	1 指定避難所の開設・運営に関するここと。 2 炊き出しその他食品の供給に関するここと。 3 避難者の把握（立退先等）に関するここと。 4 埋火葬の証明に関するここと。 5 避難所収容者名簿の作成に関するここと。 6 市民サービスセンターの被害調査に関するここと。 7 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関するここと。（対策推進班及び調査班） 8 管内関係団体との連絡に関するここと。	市民課職員 国保年金課職員 介護保険課職員 市民サービスセンター職員 まちづくり推進課職員 文化創造推進課職員 スポーツ振興課職員 八戸ポータルミュージアム職員 農業経営振興センター職員 観光課職員 出納室職員 監査委員事務局職員 美術館職員 都市政策課職員 駅西区画整理事業所職員

総合政策部	総合政策部長（次長）	調整広報班 広報統計課長 (市民連携推進課長)	1 災害関係の陳情に関すること。 2 通信（電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関すること。 3 災害の取材（写真を含む）に関すること。 4 災害の広報（マスコミ対応含む）に関するこ と。 5 広聴活動に関すること。 6 ボランティアに関すること。 7 諸団体（自主防災組織・町内会・その他ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関するこ と。 8 在住外国人支援団体等との連絡及び調整に 関すること。	政策推進課職員 次世代エネルギー導入推進室職員 市民連携推進課職員 広報統計課職員
		公共交通班 政策推進課長 (交通政策 GL)	1 旅客運送（鉄道・バス・フェリー以外の旅 客船）関係の被害調査に関するこ と。 2 公共交通の維持・確保に関するこ と。（交通 部との連携に関するこ と・旅客運送の運行状 況の広報に関するこ と）	政策推進課職員
		南郷班 南郷事務所長 (副所長)	1 本庁各部、関係機関との連携に関するこ と。 2 事務所各グループの統括及び連絡調整に関するこ と。 3 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に 関すること。	南郷事務所職員
総務部	総務部長（次長）	総務班 総務課長 (総務選挙 GL)	1 市議会との連絡に関するこ と。 2 国、県等からの視察者及び見舞者の応接に 関すること。（危機管理課職員） 3 被災地の視察に関するこ と。 4 庁内情報通信ネットワークに関するこ と。	総務課職員 情報政策課職員
		秘書班 秘書課長 (秘書 GL)	1 本部長及び副本部長の秘書に関するこ と。	秘書課職員
		管財班 行政管理課長 (庁舎管理 GL)	1 市庁舎及び所管施設の被害調査に関するこ と。 2 有線電話の確保及び臨時電話の架設に 関すること。 3 車両等の確保及び配車に関するこ と。 4 市有財産の被害調査及び応急対策に関する こ と。	行政管理課職員
		動員班 人事課長 (人事研修 GL)	1 庁内職員等避難者の整理誘導に関するこ と。 2 職員の非常招集及び配置に関するこ と。 3 応援職員の要請及び連絡調整に関するこ と。 4 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に 関すること。	人事課職員 行政管理課職員
調査財政部	財政部長（次長）	財政班 財政課長 (一般会計 GL)	1 調査財政部内の連絡調整に関するこ と。 2 災害応急対策関係予算の措置に関するこ と。	財政課職員
		調達班 契約検査課長 (物品調達 GL)	1 食料品及び燃料等の調達に関するこ と。 2 災害対策用物品、資機器材の調達に 関するこ と。 3 応急復旧工事の請負契約に関するこ と。	契約検査課職員

	調査班	住民税課長 (資産税課長)	1 市民サービスセンター及び市民等からの被害情報の収集に関すること。 2 住家等の被害状況並びに被災者実態調査に関すること。 3 被災者名簿の作成に関すること。 4 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 5 災害に伴う市税の減免措置に関すること。	住民税課職員 資産税課職員 収納課職員 建築指導課職員 (建築技術職員) 財政課職員
商工労働まちづくり部 商工労働まちづくり部長 (次長)	商工班	商工課長 (産業労政課長)	1 商工労働まちづくり部内の連絡調整に関すること。 2 備蓄物資（支援物資を除く）の搬入に関すること。 3 商工業の被害調査並びに応急対策に関すること。 4 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。 5 船舶（貨物船・フェリー）の被害調査に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 避難所班の応援に関すること。（まちづくり推進課、八戸ポータルミュージアム担当避難所）	商工課職員 産業労政課職員 まちづくり推進課職員 八戸ポータルミュージアム職員
観光文化スポーツ部 観光文化スポーツ部長 (次長)	観光班	観光課長 (施設 GL)	1 観光文化スポーツ部内の連絡調整に関すること。 2 観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。 3 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること。 4 避難所班の応援に関すること。	観光課職員
	文化班	文化創造推進課長 (文化創造 GL)	1 文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所班の応援に関すること。（文化創造推進課担当避難所）	文化創造推進課職員 美術館職員
	スポーツ班	スポーツ振興課長 (スポーツ振興 GL)	1 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所班の応援に関すること。（スポーツ振興課担当避難所） 3 防災拠点施設（長根屋内スケート場）の管理に関すること。	スポーツ振興課職員 国スポーツ・障害者推進室職員 長根屋内スケート場職員
農林水産部 農林水産部長 (次長)	農林班	農政課長 (農林畜産課長)	1 農林水産部内の連絡調整に関すること。 2 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 3 主要食料の確保及び応急供給に関すること。 4 災害用備蓄食料の搬入に関すること。 5 生鮮食料品等の確保に関すること。 6 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 7 農林業関係の被害証明に関すること。 8 農業経営振興センター施設の被害調査並びに応急対策に関すること。	農政課職員 農林畜産課職員 農業経営振興センター職員
	中央卸売市場班	中央卸売市場長 (業務 GL)	1 中央卸売市場施設の被害調査並びに応急対策に関すること。	中央卸売市場職員

	水産班	水産事務所長 (副所長)	1 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 船舶関係(漁船)の被害調査及び応急対策に関すること。 3 生鮮食料品等の確保に関すること。 4 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 5 水産業関係の被害証明に関すること。 6 漁港の被害調査及び応急対策に関すること。	水産事務所職員
福祉部	福祉部長 (次長)	福祉班 福祉政策課長 (生活福祉課長)	1 福祉部内の連絡調整に関すること。 2 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(搬入)に関すること。 4 救援金及び支援物資(備蓄物資を除く)の受領、保管及び搬入(救援金の保管除く)並びに配分に関すること。 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付に関すること。 6 救援金の配分計画及び配分に関すること。 7 遺体の埋火葬に関すること。 8 要配慮者の安全確保対策に関すること。 9 被災者の生活再建までの長期的な支援の総括に関すること。 10 他市町村からの避難者の支援に関すること。 11 避難所班の応援に関すること。(介護保険課担当避難所)	福祉政策課職員 生活福祉課職員 こども未来課職員 子育て支援課職員 高齢福祉課職員 障がい福祉課職員 介護保険課職員
健康部	こども健康部長 (保健所長)	保健衛生班 保健所長 (副所長)	1 健康部内の連絡調整に関すること。 2 医療機関の被害調査に関すること。 3 医療、助産及び保健に関すること。 4 指定避難所等における衛生指導及び衛生保持に関すること。 5 防疫に関すること。 6 遺体の処理(埋葬を除く)に関すること。 7 負傷者の把握に関すること。 8 医療関係団体等との連絡調整に関すること。 9 毒物及び劇物による被害の防止に関すること。 10 愛護動物の保護・管理に関すること。	保健総務課職員 健康づくり推進課職員 すくすく親子健康課職員 保健予防課職員 衛生課職員 高等看護学院職員 こども家庭相談室職員
環境部	市民環境部長 (次長)	環境班 環境政策課長 (環境保全課長) 災害廃棄物 処理班 清掃事務所長 (管理 GL)	1 環境部内の連絡調整に関すること。 2 環境汚染の防止に関すること。 3 し尿の汲み取り料金の支給に関すること。 1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 清掃に関すること。	環境政策課職員 環境保全課職員 清掃事務所職員 八戸清掃工場職員 八戸リサイクルプラザ職員 八戸環境クリーンセンター職員

建設部	建設部長 (次長)	土木第一班	港湾河川課長 (管理 GL)	1 建設部内の連絡調整に関する事。 2 道路、橋りょう、港湾等（フェリーターミナル含む）の被害調査及び応急対策に関する事。 3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事。 4 水防に関する事。 5 障害物の除去に関する事。	港湾河川課職員 道路維持課職員 道路建設課職員 都巿政策課職員 駅西区画整理事業所職員
		土木第二班	道路維持課長 (道路建設課長)	1 公共建築物の応急危険度判定及び応急処理に関する事。 2 指定避難施設の安全確認に関する事。 3 応急仮設住宅の設置に関する事。 4 市営住宅の被害調査に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事。 6 応急仮設住宅の入居者の選定及び入居に関する事。 7 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関する事。 8 住宅の応急修理の発注に関する事。	建築住宅課職員
		建築住宅班	建築住宅課長 (建築第一 GL)	1 都市整備部内の連絡調整に関する事。 2 管理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 施行中の土地区画整理事業に関する被害調査及び応急対策に関する事。 4 空き家所有者への情報提供・助言等及び、空き家等に関する相談受付に関する事。 5 避難所班の応援に関する事。（都巿政策課、駅西区画整理事業所担当避難所）	都巿政策課職員 駅西区画整理事業所職員
都巿整備部	都巿整備部長 (次長)	都市計画班	都巿政策課長 (都市計画 GL)	1 公園施設の被害調査並びに応急対策に関する事。	公園緑地課職員
		公園緑地班	公園緑地課長 (管理緑化 GL)	1 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資のあっせんに関する事。 2 被災建築物及び工作物等の現地確認、指導に関する事。 3 建築物及び工作物の被害状況の技術的事項に関する事。 4 建築物の応急危険度判定に関する事。 5 住宅の応急修理に必要な調査に関する事。	建築指導課職員
		建築指導班	建築指導課長 (開発指導 GL)	1 下水道施設（公共下水道・農業集落排水）被害調査及び応急対策に関する事。	下水道業務課職員 下水道建設課職員 下水道施設課職員
	（下水道整備部長）	下水道班	下水道業務課長 (下水道建設課長)	1 救援金の保管に関する事。 2 災害関係経費の経理に関する事。	出納室職員
出納部	会計管理者 (次長)	出納班	出納室次長 (出納 GL)		

	市民病院事業管理者 (事務局長)	医療管理班	管理課長 (物流施設課長)	1 医療部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 市長部局との連絡調整に関すること。 3 市民病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 職員の非常招集及び配置に関すること。 5 収容患者の給食の確保に関すること。	管理課職員 物流施設課職員 医事課職員
		医療班	院長 (副院長)	1 傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 3 患者の避難誘導に関すること。 4 保健衛生班への応援に関すること。	診療局職員 医療技術局職員 救命救急センター職員 周産期センター職員 新生児集中治療センター職員 化学療法センター職員 血液浄化センター職員 薬局職員 看護局職員 臨床研修センター職員 患者サポートセンター職員 地域医療連携室職員 高度看護研修センター職員 医療安全管理室職員 感染対策室職員
医療部	交通部長 (次長)	運輸班	運輸管理課長 (管理 GL)	1 交通部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 交通部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 バス緊急輸送の確保に関すること。 5 バス運行路線の確保に関すること。 6 バス運行の広報に関すること。 7 緊急輸送車両の整備に関すること。 8 資機材及び燃料の確保に関すること。	運輸管理課職員
交通部	教育長 (教育部長)	教育総務班	教育総務課長 (学校財務 GL)	1 教育部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 市立学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 文教関係の被害記録に関すること。	教育総務課職員
教育部		学校教育班	学校教育課長 (教育指導課長)	1 被災児童生徒等（幼児含む。以下同じ）の調査に関すること。 2 応急の教育に関すること。 3 学用品の調達、給与に関すること。 4 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること。 5 国立、公立、私立学校施設の被害調査に関すること。 6 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 学校給食の確保に関すること。	学校教育課職員 教育指導課職員 総合教育センター職員 こども支援センター職員

	社会教育班	社会教育課長 (社会教育 GL)	1 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。	社会教育課職員 是川縄文館職員 図書館職員 博物館職員
(備考)				
1	部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。			
2	次長を2人以上置く部にあっては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。			
3	班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。			
4	班長は、所属する要員を統括し、災害対策本部の事務に当たるものとする。			
5	職員単位の動員については、動員班(人事課)が行うものとする。			
6	専門技術をする班に対しては、該当する職員の動員を行うものとする。			
7	各班における分担事務が縮小・終了した場合でも、職務に影響のない範囲で他班に動員されるものとする。			

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合災害対策本部班別業務分担

(ア) 事務局

機関名	総括	班名	班長	分担業務	要員
八戸地域広域市町村組合事務局長(次長)	八戸地域広域市町村圏	総務班	総務課長(総務GL)	1 事務局内の連絡調整に関すること。	総務課職員
		災害廃棄物処理第一班	八戸環境クリーンセンター所長(副所長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。	八戸環境クリーンセンター職員
		災害廃棄物処理第二班	八戸清掃工場工場長(副工場長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。	八戸清掃工場職員
		災害廃棄物処理第三班	八戸リサイクルプラザ所長(副所長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。	八戸リサイクルプラザ職員

(備考)

- 1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 2 次長を2人置く部にあっては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。
- 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 4 班長は、所属する要員を統括し、災害対策本部の事務に当たるものとする。

(イ) 八戸消防本部

機関名	総括	班名	班長	分担業務	要員	
八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（次長）	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（次長）	総務班	総務課長	1 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 八戸消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常召集及び配置に関すること。 4 関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関すること。 5 緊急消防援助隊に関すること。	総務課職員	
		警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 救助、救急活動に関すること。 3 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。	警防課職員	
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（次長）	指令情報班	指令救急課長	1 指令管制業務に関すること。 2 警報及び気象状況等の伝達に関すること。 3 八戸市防災行政無線による津波警報等の伝達に関すること。 4 通信の運用及び無線の統制に関すること。 5 消防指令システム及び無線設備の整備及び維持管理に関すること。	指令救急課職員	
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 2 危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関すること。 3 消防等の広報に関すること。 4 資機材の調達に関すること。 5 写真記録に関すること。	予防課職員	
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（次長）	消防署	八戸消防署長 八戸東消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難指示等及び誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 罹災証明（火災）に関すること。	八戸消防署員 八戸東消防署員	
		八戸市消防団	八戸市消防団長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難の誘導に関すること。 4 消防団員の非常召集及び配置に関すること。	八戸市消防団員	
(備考)						
1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該総括者が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。						
2 次長を2人置く場合は、当該総括者があらかじめ指定する次長がその職務を代理するものとする。						

ウ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

本部長	副本部長	危機管理監等	部名	部長	班名	班長	従事業務内容	要員
八戸圏域水道企業団副企業長 事務局長	水道技術管理者、危機管理監	総務部	総務課長	総務班	経営企画課長	1 災害対策本部事務局に関すること。 2 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関すること。 3 災害補助申請に係ること。 4 職員の収集状況の把握に関すること。 5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関すること。 6 他の部、班に属さない事項。	総務課員 経営企画課員 管財出納課員	
				広報班	総務課長補佐	1 報道機関との調整に関すること。 2 広報活動及び記録写真に関すること。		
		給水部	料金課長	物品等調達班	管財出納課長	1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品調達に関すること。 2 工事・調達等契約の総括に関すること。 3 協力団体等の受入れ及び宿舎の確保に関すること。 4 被害者に対する見舞金及び補償請求・精算に関すること。	料金課員 検査室員 給水装置課員	
						1 応急給水計画の作成に関すること。 2 応急給水活動に関すること。 3 応急給水支援団体の受付及び配置に関すること。		
		復旧部	工務課長	給水第一班	給水装置課長	1 無線の総括管理に関すること。 2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関すること。 3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関すること。 4 復旧工事の計画実施に関すること。 5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関すること。 6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関すること。	配水課員 工務課員	
				給水第二班	検査室長			
				復旧第一班	配水課長補佐			
		浄水部	浄水課長	復旧第二班	工務課長補佐	1 所管施設の情報収集及び復旧に関すること。 2 浄水場の運転・維持管理に関すること。	浄水課員 水質管理課員	
				浄水班	浄水課長補佐	1 水質管理に関すること。		
				水質班	水質管理課長			

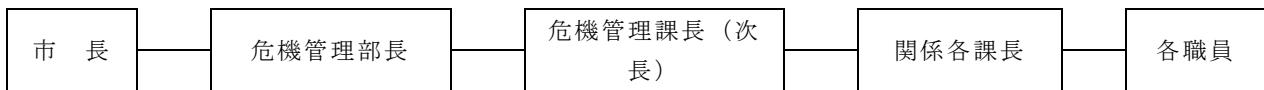
3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。
 ただし、災害状況や本部長の指示により動員の規模は縮小できる。
 なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、災害時初動体制マニュアルによる。

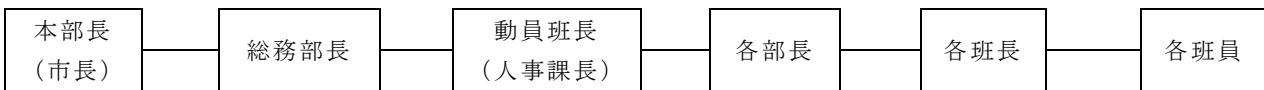
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなお不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長(動員班長)に応援職員の配置を求めることができる。

エ 人事課長(動員班長)は、応急対策活動の状況に応じ、危機管理課長(統括班長)に他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めなければならない。

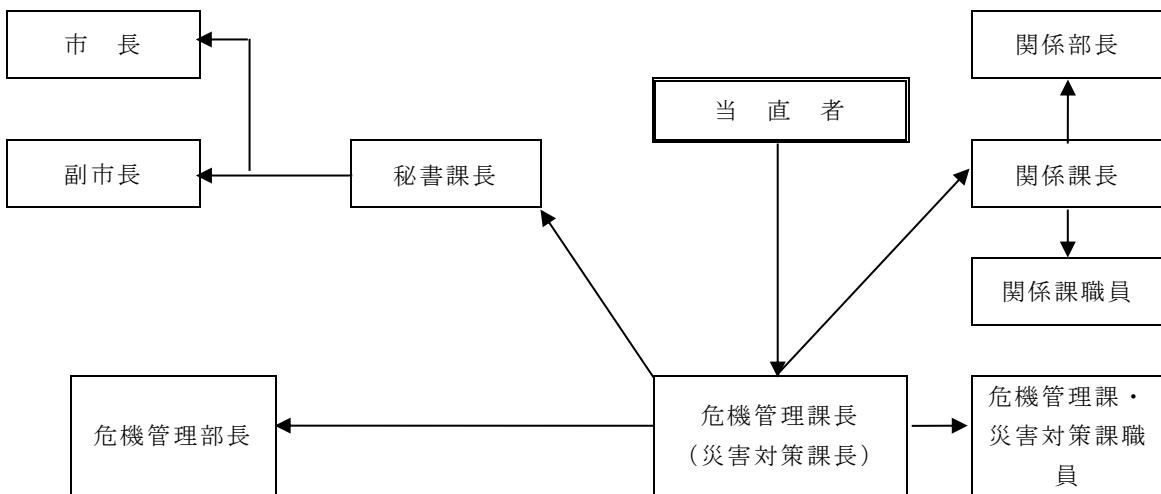
オ 人事課長(動員班長)から応急対策に必要な応援職員の配置を求められた場合、各部長は部内各課(班)長に対し、業務継続に係る各課業務の整理表に基づき業務を縮小・休止して応急対策活動に従事する要員を確保するよう指示すること。

(参考) 業務整理に係る基本的な考え方

基本的な考え方	業務区分	備 考
① 災害応急対策業務 ② 市民の生命・健康、最低限の市民生活、社会秩序を維持するために必要な業務 (具体例) - 危機管理業務、防災業務、広報業務、職員の安全衛生管理等 - 廃棄物収集及び処理、埋火葬の許可、要援護者に関する業務、下水処理等	継続 (フェーズV・IV)	○被害状況により、災害応急対策業務が最優先され、災害応急対策以外の業務は全て中止されることがある。 ○被害状況により、自課の災害対策業務に優先して他課の災害応急対策業務に動員されることがある。(継続業務も縮小又は中止)
① 上記②に準じ、実施方法の変更や縮小等により継続すべき業務 (具体例) - 契約業務、情報システム業務、会計業務等 - 各種相談業務、税に関する業務	縮小 (フェーズIII・II)	
① 1か月程度先送りしても支障がない、又は非常時において積極的に休止することが望ましい業務 (具体例) - イベントの開催(スポーツ大会、コンクール、展覧会、大規模会議、講演会、講習会、研修会等) - 行政視察、研修、実習、インターンシップ - 避難所等に指定されていない施設の運営	中止 (フェーズI)	○フェーズVにおいても業務の優先順位を考慮する必要がある。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 応急対策活動への従事

職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害時初動体制マニュアル及び各課行動マニュアルに基づき、あらかじめ各課で定めた参集場所へ速やかに登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。なお、参集場所及び参集方法については、次の点に留意することとする。

- (ア) 地震又は津波によらない広域災害、異常降雨による災害（河川堤防の決壊による災害、市内大規模冠水、土砂災害等）、豪雪による災害、海上、航空機、鉄道事業、道路又は危険物等係る大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害、その他異常な自然現象に伴う災害及び特殊な火災等、災害が広域又は相当規模に発生した場合
- ① 上記に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、全職員は、あらかじめ定められた参集場所に自主参集すること。
 - ② 上記に該当する災害が勤務時間外に発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害による被害が避けられると考えられる最寄りの指定避難所へ家族等を速やかに避難させるなどしたのち、指定された場所に自主参集すること。
 - ③ 職員は、被害が想定される区域の通行を避け、安全かつ確実な経路・方法により自主参集すること。

イ 被害状況等の報告

職員は、出勤途上に知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）又は参集場所の指揮者に報告する。

所属課長（班長）又は参集場所の指揮者は、重要な被害情報についてFAX、無線、電子メール等により災害対策本部（事務局）に報告する。

また、特定の施設、箇所等の被害状況について被害状況の把握が必要な場合は、あらかじめ情報収集を行った後に出勤する職員を定めておくものとする。

ウ 移動方法

出勤時には、徒歩又は自転車若しくは自動二輪車等を使用するなど、適切な方法により出勤する。

エ 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災又は人身事故等の緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防機関又は警察署に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を取る。

4 防災関係機関との連携

ア 大規模災害等における国、県、防災関係機関との連携

市は、大規模災害時における消火、救助、救出、救護活動等を円滑かつ効果的に行うため、防災関係機関（警察、消防、自衛隊、海上保安部、DMAT、国土交通省等）と合同会議や調整会議等を通じて情報を共有し、密接に連携を図るものとする。

イ 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、災害対策本部会議に参画するものとする。

第4節 災害対策本部に準じた組織

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波警報等の発表状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 災害警戒本部（非常配備1）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「非常配備1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

ア 被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき

イ 災害発生時における応急措置が完了したと判断したとき

ウ 災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。

2 災害連絡本部（準備態勢、警戒配備）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「準備態勢」及び「警戒配備」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

ア 被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき

イ 災害発生時における応急措置が完了したと判断したとき

ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 災害連絡本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 災害連絡本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

災害連絡本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。